物品・役務の提供等

# 西脇市競争入札参加資格審査申請受付要領

1　受付期間　　令和２年７月16日（木）から８月11日（火）までの平日

2　受付時間　　午前９時から午後５時まで　　※　時間厳守
（正午から午後１時を除く。）

3　受付方法　　持参のみ

4　受付場所　　西脇市役所２階　都市経営部財政課

5　有効期間　　受付日から令和３年３月31日まで －追加受付－

6　提出書類
裏面別表のとおり
必ず別表の順に並べ、ホッチキスで左側３か所を綴じること（フラットファイルに綴じないこと。）
ホッチキスどめが無理な場合は、クリップ等での提出も可とします。

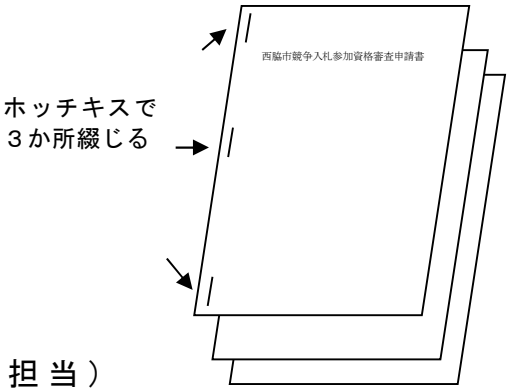


7　お問合せ先
西脇市役所　都市経営部財政課（管財担当）
（電話）0795-22-3111　内線 265、560

8　その他
⑴　本資格は、西脇市が執行する指名競争入札及び制限付一般競争入札の参加資格要件になります。

⑵　申請時によくある質問、申請内容の変更方法などの詳細は、西脇市ホームページ（http://www.city.nishiwaki.lg.jp）の事業者向け＞入札・契約・支払　をご覧ください。

別表

（○印は提出が必要な書類、△印は該当する場合のみ必要）

| | 提出書類 | 備考 | | 発行機関 | 法人 | 個人 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 資格審査申請書<br>（西脇市様式１） | 業種区分は別添「業種区分一覧表」を参照のこと。 | | | ○ | ○ |
| 2 | 委任状<br>（西脇市様式２） | 委任する場合のみ<br>代表者以外の者（支店長、営業所長等）を受任者として、その者の名で西脇市と取引を行う場合に必要 | | | △ | △ |
| 3 | 営業所一覧表<br>（西脇市様式３） | 営業所等がある場合のみ<br>会社案内等で代替してもよいが、記載箇所に付箋を付けること。 | | | △ | △ |
| 4 | 使用印鑑届<br>（西脇市様式４） | 実印と使用印の両方を押印すること。 | | | ○ | ○ |
| 5 | 印鑑証明書<br>**※請求時に「印鑑登録証（カード）」が必要です。** | 法人 | 代表者印<br>令和２年４月１日以降に発行されたもの<br>写しでよい。 | 法務局 | ○ | |
| | | 個人 | 令和２年４月１日以降に発行されたもの<br>写しでよい。 | 市町村<br>（西脇市の場合は戸籍住民課） | | ○ |
| 6 | 経営規模等総括表<br>（西脇市様式５） | | | | ○ | ○ |
| 7 | 納入実績一覧表<br>（西脇市様式６） | 会社案内等で代替してもよいが、記載箇所に付箋を付けること。 | | | ○ | ○ |
| 8 | 許可・免許証等 | 許可又は認可等が必要な場合<br>有効期間内のもの。写しでよい。 | | | ○ | ○ |
| 9 | 履歴事項全部証明書（登記簿謄本） | 法人 | 令和２年４月１日以降に発行されたもの<br>写しでよい。 | 法務局 | ○ | |
| | 身分証明書<br>**※パスポートや運転免許証を指す「身分証明書」とは意味が違います。** | 個人 | 破産宣告等の通知を受けていないという内容を証明するもの<br>令和２年４月１日以降に発行されたもの<br>写しでよい。 | 本籍地の市町村<br>（西脇市の場合は戸籍住民課） | | ○ |
| | 誓約書<br>（西脇市様式７） | 個人 | | | | ○ |
| 10 | 暴力団排除に関する誓約書<br>（西脇市様式８） | 代表者名及び実印で記載のこと。 | | | ○ | ○ |
| 11 | 国税納税証明書 | 滞納の有無がわかるもの。写しでよい。<br>令和２年４月１日以降に発行されたもの<br>直近１か年分で可 | | | | |
| | | 法人 | 様式「その３の３」<br>（法人税、消費税及び地方消費税） | 税務署 | ○ | |
| | | 個人 | 様式「その３の２」<br>（申告所得税、消費税及び地方消費税） | 税務署 | | ○ |
| 12 | 市税納税証明書<br>※注意事項参照 | 西脇市内に事業所等がある法人及び個人は提出のこと。<br>滞納の有無がわかるもの。写しでよい。<br>令和２年４月１日以降に発行されたもの<br>直近２か年分を提出のこと。 | | | | |
| | | 法人 | 固定資産税、法人市民税、その他市税全て | 西脇市税務課 | ○ | |
| | | 個人 | 市県民税、固定資産税、国民健康保険税、軽自動車税 | 西脇市税務課 | | ○ |

次ページに続く

※順番に並べて綴じること（13を除く。）　　（提出書類以上）

---

■　**注意事項**

1　市税納税証明書について

⑴　西脇市内に本店を有する者（＝市内業者）は、当該事業所等の西脇市税関係一式の「納税証明書」を添付してください。

⑵　西脇市外に本店を有する者で、西脇市内に支店・営業所等を有する者は、当該事業所等の西脇市税関係一式の「納税証明書」を添付してください。

⑶　西脇市外に本店を有する者で、西脇市内に支店・営業所等を有し、かつ、入札及び契約等の権限を当該支店・営業所等に委任した者（＝準市内業者）は、当該事業所等の西脇市税関係一式の納税証明書が発行できないときは、同じく税務課が発行する「営業証明」を添付してください。

2　各種証明書の発行について

納税証明書や身分証明書などの証明書の発行については、ご本人（法人の場合は代表者本人）が窓口に来られない場合、ご本人（又は法人の代表者）の**委任を受けた代理人の方が委任状を提出して**手続きを行ってください。